

石川県スキー連盟 代表選手等選考規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県スキー連盟（以下本連盟という）が各種全国大会に出場する選手等を選考するうえで公正かつ透明性の確保を図ることを目的とする。

(選考基準)

第2条 選考基準は、本連盟専門部会毎に定めその基準は次による。

1) 競技本部

(1) 国民体育大会冬季大会スキー競技会の選考基準について

- ①国体予選会等で、国体出場枠数の上位となる順位の者は、成績により選出する。
- ②当該シーズンのナショナルチーム国内指定選手は参加出場権を有する。

(2) 全日本選手権大会の選考基準について

- ①SAJポイントで出場資格のある者。
- ②国体予選会等で成績上位の者で、各競技部から推薦を受けた者。

(3) ジュニアオリンピック大会等の県外大会の選考基準について

選考基準は、毎年各種大会の参加条件等により、競技本部において作成し、その選考基準を理事長に提出し会長の承認を得たうえで、遅滞なく公表するものとする。

2) 教育本部

別途予選会大会要項において定める。

(選考委員会及び選考委員の構成)

第3条 選考委員会は各専門本部で開催し、その構成は、次による。

1) 競技本部

(1) 国民体育大会冬季大会スキー競技会の選考委員

本連盟会長、理事長、副理事長、競技本部長、競技副本部長、各競技部長、各競技強化委員長とし選考委員長は、理事長が務める。

(2) その他の大会の選考委員

競技本部強化部の競技別の部員とし、選考委員長は、強化部の各競技別の部長若しくはチーフコーチが務める。

2) 教育本部

別途予選会大会要項において定める。

(選考結果の承認および公表)

第4条 各選考委員会は、国民体育大会出場選考を除き選考結果について、理事長に報告し会長の承諾を得るものとする。

2 国民体育大会出場選手については、本連盟から公益財団法人石川県スポーツ協会（以下県スポーツ協という）へ代表選手を推薦するもので、選考および公表は県スポーツ協が行う。

3 選考委員会は、選考結果を速やかに公表するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 2年 10月 24日より施行する。

令和 4年 9月 22日 一部改正